

JAL カードショッピングマイル規約

第1条（規約の目的およびその改定ならびに承認）

1. 本規約は、株式会社JALカード（以下「当社」といいます。）と日本航空株式会社（以下「日本航空」といいます。）が提携し、運営するプログラム「JAL カードショッピングマイル」（以下「JSM」といいます。）の内容および特典の適用条件などに関する基本的事項を定めるものです。
2. 前項にいう JSM は、当社が、JAL カード（以下「カード」といいます。）の利用金額に応じて、会員にショッピングマイル（以下「マイル」といいます。）を付与し、積算されたマイル数に応じた特典を日本航空が提供するプログラムです。
3. 積算されたマイルの取り扱いについては、日本航空が定める規約などが適用されます。
4. 当社が必要と認めた場合には、当社は、次項に定める方法により、本規約を変更することができるものとします。
5. 当社は、前項に基づいて本規約を変更するときは、本規約を変更する旨、変更内容および効力発生時期を、当社 Web サイトまたは印刷物へ掲載するなど、適切な方法により周知するものとします。
6. 当社が変更内容をお知らせした後に、会員がカードを利用したときは、会員は当該変更内容を承認したものとみなします。
7. 本規約に定めのない事項および語句の定義については、「JAL カード会員規約（個人用）」の定めに従うものとします。

第2条（会員）

JSM の対象となるカード会員は、個人会員（以下「本会員」といいます。）に限ります。法人会員は対象となりません。本会員はカード入会と同時に JSM に自動参加となります。

第3条（マイルの付与および積算）

1. マイルは、提携先が会員に対し請求した各月のカード利用金額（以下「カード利用分」といいます。）および当社が別途定める特約店から受領する売上データにもとづき、第5条の算出方法により、提携先規約に定める各月の支払日をもって付与されます。分割払いなどの場合は、当社が売上を確認できた後の至近の支払日をもって付与されます。
2. 前項により付与されるマイルは自動的に JMB の口座に積算され使用可能となります。その積算日は、原則として、JAL カード Suica のカード利用分は各月の 6 日、それ以外のカード利用分は各月の 12 日となります。
3. 家族会員のカード利用金額に対するマイルは、第1項または第2項にもとづき本会員のマイルに合算して積算されます。
4. 第1項および第2項の定めにかかわらず、一部の特約店については当社と別に定める条件により、マイルの付与月にずれが生じる場合があります。

第4条（マイルの対象）

1. マイルの対象となるカード利用金額は、一般購入分のみであり、キャッシング、カードローン、一部の保険掛金、年会費、手数料およびその他当社または提携先が別途定めるものは対象外となります。
2. JAL カード Suica 会員のカード利用分のうち、当社および株式会社ビューカードが指定する場合についてはマイルは付与されず、カード利用金額に応じた株式会社ビューカードが指定するポイントが付与されます。
3. JAL カード OP クレジット会員のカード利用分のうち、当社および小田急電鉄株式会社が指定する場合についてはマイルは付与されず、カード利用金額に応じた小田急電鉄株式会社が指定するポイントが付与されます。
4. 分割払いならびにリボルビング払いについては、購入金額がマイルの対象となります。
5. マイルの対象となるカード利用金額は、特約店での利用分を含め年間総額の上限を別途定める場合があります。

第5条（マイルの算出方法）

1. マイルは、加盟店でのカード利用 1 回ごとの売上金額を 200 円（navi 会員は 100 円）で除した数の小数点第 1 位を四捨五入して算出します。その加盟店が当社の別途定める特約店であった場合は、同様に算出したマイルにさらに特約店ごとに定められた数を乗じます。
2. 家族会員のカード利用金額に対するマイルも前項と同様に算出します。

第6条（利用金額の減額調整などによるマイルの調整）

1. マイルの対象となったカード利用金額の全部または一部について、購入の取り消しなどにより利用金額の調整があった場合、積算されたマイルはその調整金額に応じて当社所定の方法で調整されるものとします。
2. 不正にカードが使用されたと当社が認めた場合についても、積算されたマイルはその不正利用と認められる金額に応じて前項と同様に調整されるものとします。
3. カードを利用して付加価値税などの還付があった場合、積算されたマイルはその還付金額に応じて第 1 項と同様に調整されるものとします。

第7条（マイルの有効期限など）

第 3 条第 2 項により JMB に積算されたマイルの有効期限および利用条件などは、日本航空の定めるところによります。

第8条（実績の確認方法）

マイルの実績は、インターネット上の日本航空 Web サイトまたは自動音声応答システムなどで確認できます。

第9条（マイルの取消）

当社は、会員が以下の各項のいずれか一つに該当する場合、それまで正当に積算・移行されたものを含めすべてのマイルを取り消すことができるものとします。また、それにより当社、日本航空、ならびに提携先が損害を被った場合は、会員に対しその賠償を請求することができるものとします。

- (1) 提携先に対する債務の履行を1回でも怠った場合
- (2) 会員資格を取り消された場合
- (3) 本規約や、当社および提携先などの規定・規約に違反するなど、当社が会員として不適当と認める行為があった場合

第10条（マイルに関する疑義など）

マイルの積算数に関して生ずる疑義は当社の定めるところに従って、JMBへの移行に関して生ずる疑義は当社および日本航空の定めるところに従って、JMBに積算されたマイルの有効性やその運営に関して生ずる疑義は日本航空の定めるところに従って解決するものとします。

第11条（譲渡禁止）

本会員は、理由の如何を問わずマイルにおける権利、義務を第三者に貸与、譲渡、担保提供することはできません。（ただし、日本航空が別途定める場合を除きます。）

第12条（JSMの中止など）

当社は、その運営上の都合などにより JSM を中止もしくは終了、またはその内容を変更することができるものとします。終了もしくは中止の場合、マイルの付与も同時に終了します。なお、これらの場合には、当社が適当と判断する方法であらかじめ本会員へ周知するものとします。

2022年4月1日改定